

第2回銃砲規制のあり方に関する懇談会

1 日時

平成20年6月18日(水) 午後5時から午後7時45分まで

2 場所

警察庁第1会議室

3 出席者

委員	加毛 修	弁護士・銀座総合法律事務所
	五代 利矢子	評論家
	新谷 珠恵	(社)東京都小学校PTA協議会会長
	田中 開	法政大学大学院法務研究科教授
	藤原 静雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授(座長)
	前田 雅英	首都大学東京法科大学院教授
	山上 皓	東京医科歯科大学名誉教授

関係団体等	舛井 寛一	(社)大日本猟友会会長
	佐藤 篤美	(社)全日本狩猟倶楽部専務理事
	坂野 勝	(社)日本近代五種・バイアスロン連合事務局長
	高橋 義博	(社)日本クレー射撃協会副会長
	松丸 喜一郎	(社)日本ライフル射撃協会専務理事
	渡邊 武利	(社)全日本指定射撃場協会副会長
	見上 攻	(社)日本火薬銃砲商組合連合会会長
	谷村 匡以	(社)日本猟用資材工業会囑託員

	砂田 向壺	ストップガンキャラバン隊代表
--	-------	----------------

警察庁	片桐 裕	生活安全局長
	井上 美昭	長官官房審議官(生活安全局担当)
	辻 義之	生活環境課長
	島根 悟	長官官房参事官(企画担当)
	大塚 尚	生活安全局付

4 配付資料

資料1 第2回銃砲規制のあり方に関する懇談会次第(略)

資料2 委員名簿(略)

資料3 第1回銃砲規制のあり方に関する懇談会 議事要旨(案)(略)

資料4 社団法人大日本猟友会・社団法人全日本狩猟倶楽部 資料

資料5 社団法人日本クレー射撃協会・社団法人日本ライフル射撃協会・社団法人日本近代五種・バイアスロン連合 資料

資料6 社団法人日本火薬銃砲商組合連合会 資料

資料7 社団法人日本猟用資材工業会 資料

資料8 社団法人日本指定射撃場協会 資料

- 資料 9 猟銃等の用途別所持許可の状況
資料 10 各種統計の都道府県別資料
資料 11 外神田 1 丁目先路上における無差別殺人事件の発生・検挙について
資料 12 外神田 1 丁目先路上における無差別殺人事件を踏まえた対応について
資料 13 「凶器として使用されるおそれのある刃物の販売業者の実態把握について(通達)」
(平成 20 年 6 月 16 日付け警察庁丁生環発第 168 号)
資料 14 銃砲刀剣類所持等取締法における刀剣類及び刃物の規制について

5 議事要旨

(1) 猟銃関係団体ヒアリング

猟銃関係団体から、猟銃の社会的有用性、団体としての自主的な取組み、銃砲刀剣類所持等取締法改正への考え方等についてヒアリングを行ったところ、各団体から、おおむね以下のような意見があった。

大日本猟友会、全日本狩猟倶楽部

- ・ 全日本狩猟倶楽部は、沖縄を除く 46 都道府県支部会員を対象に、月刊誌『全猟』を通じて、猟銃による事故防止等の啓発・啓蒙に努めているほか、本部を始め 46 都道府県支部が、クレー射撃会、ライフル射撃会を実施して銃器の取扱い等の指導を行い、事故防止の徹底を図っている。
- ・ 猟友会では普段から狩猟事故、違反の防止及び銃砲の保管管理について都道府県猟友会と一体となって会員の指導に当たっており、猟友会の会員のほとんどは遵法精神を持って狩猟を行っている。
- ・ 狩猟は、単なる捕獲という側面だけではなく、鳥獣の個体数調整の手段として、鳥獣による農作物等に対する被害未然防止に資する役割を果たしている。
- ・ 狩猟による捕獲数の 7 割以上が猟銃による捕獲である。
- ・ 銃砲関連事故・事件は根絶しなければならず、その対策については協力を惜しむものではないが、実態として銃砲所持許可制度に基づく狩猟及び有害鳥獣駆除の必要性があることを理解してほしい。

日本クレー射撃協会、日本ライフル射撃協会、日本近代五種・バイアスロン連合

- ・ 銃砲を使用した事件と事故は起こってはならないが、両者は異なる性格のものである。事件をどう防ぐかは社会問題である一方、事故の防止は我々関係団体に課せられた責任である。各協会は銃砲は危険であるとの前提で各種対策を実施しており、安全管理を徹底する必要性は、会員全員が共通して持っている。
- ・ 現行の銃刀法は世界で最も厳しいものであり、規制は限界まで来ている。今後の安全使用については、教育、指導が中心になると考える。これ以上スポーツ競技団体に対して規制を強化しても実効性は乏しく、競技力が低下するデメリットが大きい。
- ・ 会員が競技会に積極的に参加することによって、競技目的で銃砲を所持しているという目的意識の確認や役員等からの安全教育がしっかりとなされ、事件や事故を防ぐことができる。
- ・ 現行銃刀法の年齢制限では、ジュニアからの選手育成が困難であるから、散弾銃、ライフル銃、空気けん銃の所持年齢を引き下げてほしい。また、射撃場の管理銃を鎖等で固定して特定の学生に使用させる教習銃制度を新設してほしい。
- ・ 空気けん銃の選手を希望する者は多いが、現在の制度では 500 人に限り所持が認められており、選手の育成に支障が生じていることから、この制限を撤廃してほしい。
- ・ 現行銃刀法では国際競技ルールに適合できない実態が生じていることから、国際競技規則を適用できるような法的措置を検討してほしい。

- ・ 銃は非常に危険なものではあるが、暴力団が抗争事件に使う銃と、国民に夢と感動を与えるオリンピックスポーツに使う銃が一緒ではないという認識を持って欲しい。
- ・ 狩猟、スポーツともに、所持者は必ず各団体に所属してもらい、警察だけではなくて団体が銃所持者を管理していくことが今後重要になるだろう。
日本火薬銃砲商組合連合会、日本猟用資材工業会
- ・ 所持者間で銃砲の個人売買が横行しているが、銃砲販売店と異なり、銃の構造や耐久性に関する専門知識がないため、銃の安全性は判断できない。よって、銃の個人間売買は禁止してほしい。
- ・ 一部の県では銃砲安全協会の活動が活発に行われているが、これが全国的な組織になれば、所持者に対する啓発活動がもっとできるのではないかと。
- ・ 事故防止の観点から、実包が装てんされていないことを目視で確認した後に、遊底に視認性の高いハンカチを挟み込み、一見して実包が装てんされていないことが分かるようにするという運動を北海道や神奈川で進めていく予定である。
- ・ 銃の所持許可を担当する警察署の生活安全部門の職員は業務量が多く、職員数が足りないために、銃所持者一人一人をきちんとチェックできていないのではないかと。
- ・ 猟銃の廃棄処分については、現在の銃刀法、武器等製造法に規定がないが、猟銃の廃棄は行政と一体となって行おうという運動を進めている。
- ・ 自宅に実包がどれだけ残っているかを把握するための出納帳の記載を義務付ける制度を設ければ、余分な実包の購入が抑制されるのではないかと。
全日本指定射撃場協会
- ・ 狩猟、有害鳥獣駆除、スポーツに貢献している人はまじめな人が多く、一人のために世間から冷たい目で見られて非常に肩身の狭い思いをしているのが現状である。
- ・ 佐世保事件を受け、許可証の自主返納を行う者が増加し、新規所持者の申請は減少しており、業界が疲弊し始めていることが非常に危惧される。
- ・ 銃刀法を厳しくするのではなく、銃の所持許可を担当する警察官が猟銃及び実包の所持管理について深い知識と理解を持つことが必要。
- ・ 銃砲、実包及び火薬を取り扱う店は、法令を遵守し、来店者への安全指導はもちろん、保安教育を実施し、猟銃の事件、事故を防止し公共の安全を確保する努力が必要。
- ・ 射撃場に足を運ぶ銃所持者に対して、銃砲の取扱い、弾の管理等について指導していくことが事故の減少につながるのではないかと。

(2) ストップガンキャラバン隊ヒアリング

ストップガンキャラバン隊の砂田代表から、おおむね以下のような意見があった。

- ・ アメリカと日本では銃犯罪の現状は異なるが、家庭に銃があることに起因する犯罪が多いということは明確である。
- ・ 銃は武器であるという認識に立って規制を考えて欲しい。
- ・ 有害鳥獣の発生状況等によって、各都道府県における銃の必要性は異なるはずであり、その点を踏まえて銃の管理、法の運用のあり方を考える必要がある。
- ・ 銃の所持者一人ひとりから管理費のようなものを徴収し、そのお金で専門の武器管理者を雇うなどして銃を管理するという事なども考えられるのではないかと。
- ・ 銃刀法による規制を強化するという事ではなく、どうすれば犯罪が減るかを包括的に、科学的に検討することが重要である。
- ・ 関係省庁間で協議をして、省庁の所管が異なる銃砲店やミリタリーショップも含めた上で、警察、自治体、住民が一体的に銃砲の所持状況をチェックできる包括的な運用システムやデータベースを開発するための十分な予算措置を講ずることが、喫緊の

課題ではないか。

- ・ 佐世保事件を見れば、銃の所持許可及び更新手続に落ち度があったと思われるので、再検討が必要。

(3) 事務局説明

事務局から、猟銃の用途とその実態等について、資料に基づき説明した。

また、6月8日に東京の秋葉原で発生した通り魔殺人事件の概要、当面の対応及び刃物規制の現状について説明した。

(4) 意見交換

ヒアリング及び事務局からの説明の後、委員からおおむね以下のような意見があった。

- ・ 関係団体からは、規制をできるだけしないようにという要請があったが、団体の加入者をすべて団体にチェックすることはできず、団体では責任も取れないので、やはり銃刀法によって規制しなければならない。なお、適正に所持する人の負担はできるだけ過剰にしないで、一方で危険な人物について有効に規制していくことを心がけなければならない。
- ・ 趣味としての猟を国全体の安全・安心と秤にかけて尊重するべきではない。一部の愛好者の活動に社会的意義は少なく、規制をかけていかないと国民は納得しない。
- ・ 各団体におけるキャンペーンや啓発運動については、一方的に情報を発信するだけであり、結局は個人がそれを守るかどうかの問題である。安全を保障するためには、個人や販売店に対してペナルティを法律等で課すことも仕方がない。
- ・ 農作物の保護の必要性についてはきちんと調べて、問題があるのであれば国が対応するべき。
- ・ 銃という危険物の所持許可については、所持者の側で安全性を具体的に立証できない限りは不許可となるといった特許に近い発想を取ることも考えられるのではないか。
- ・ スポーツ振興としての銃の必要性に関する議論は納得できるが、猟銃による事件が起こって被害者が出ている状況を踏まえれば、国民が自由に銃に触れる機会を増やすこと、特に年齢制限を緩和するという選択肢は取り得ない。また、中学校の部活動で猟銃を撃たせるといって、銃の管理が適正にできるかどうかは疑問。
- ・ 教育力が低下し、親も子供もだめになっており、学校の管理不備も問われている現在、銃を所持できる年齢を引き下げることにはあり得ない。
- ・ 銃と実包の管理については、コンピューターによって、警察庁なり公安委員会なりが情報を一元的に管理する全国的なシステムが必要ではないか。
- ・ 不要実包の処理や廃棄をボランティアでやっているという話があったが、このようなものを法律で明記してもらえれば、行政からの支援が得られて、確実に実行してもらえるようになる。
- ・ 秋葉原事件の犯人は、自己顕示欲があつて被害者を多数出す事件を起こしているが、被害者をたくさん出すためであれば銃を使用するという考えにも当然行き着くと思われ、今後そのような銃犯罪が起こらないとも言えない。
- ・ 秋葉原事件の犯人がもし銃の所持許可を申請していたら、現在の制度では許可が出たのではないか。